

「底が突き抜けた」時代の歩き方 409

中途半端な日本の中途半端な自衛隊派兵

評論家の保阪正康が『世界』（04・2）で、今回の自衛隊派兵に関して、「小泉首相は昭和史から学んでいない」と批判している。そこには、戦時中の東條英機ら政治・軍事指導者が過去の日清・日露戦争、第一次大戦から何も学ばずに戦争に突入し、敗戦をもたらしたという同じ響きが伴っている。小泉首相が「自衛隊は武器・弾薬の輸送は行うのか」という記者団の質問に、「行わない。日本は戦争に行くのではない」と答えた12月9日の翌日に、福田官房長官が「武器をもった兵士の輸送もありうる」と答える有様について、こういう。《政府部内にも統一した見解がまとまっていない現実、アメリカ側の要請にこたえることのみが先行していて、この国の歴史的過去、そしてそれを土台にしての現在と将来について対症療法の選択しかもちあわせていないということであり、この責任もまた問われるべきである。それぞれの閣僚が、この時代に私たちの国が何が問われているかの基本的理解が欠如しているとしか思えないほどである。》

自衛隊派兵という問題は、否応なしに《この国の歴史的過去》を炙りださずにはおかない。《そしてそれを土台にしての現在と将来》が国家戦略として十分に練られ、見通されるなかで自衛隊派兵の問題が取り扱われなくてはならない。その方向で考えるなら、日本が《戦争を行うシステムと思考をもっていない国》であることが、明瞭に浮かび上がってくる。戦前の日本は《統帥権の名のもとに、軍事主導国家をつくり、外交（政治）など一顧だにしないでひたすら軍事制圧だけを考える》国家にほかならなかった。敗戦後は日本国憲法の下に軍事的に解体されたために、《文民支配という20世紀の戦争に対する国家のシステムをつくらなかった》だけでなく、《そのようなシステムの研究が充分に行われた節》もなかった。そんな戦後58年の状況の中での自衛隊派兵であることを、改めて振り返ってみたいわけにはいかない。

《あの戦争の期間、日本は戦時国際法についてほとんど無知であった》が、《あの戦争から60年近くの間、日本は戦時国際法とは一切無縁の立場にいた》ために、《現在、日本では防衛庁にも外務省にも、戦時国際法の専門家は皆無とっていい状態》であり、自衛隊員が発砲されたり、イラク人に拉致された場合など、自衛隊派兵にあたっての《法的根拠（とくに国際法という枠内での）》曖昧さも、大きく浮かび上がっている。保阪氏は、《戦後日本は、軍事行動に備えてのシステム、思想、意識をもっていないこと》を理由に、自衛隊派兵に反対の立場を表明するが、では、軍事行動のシステムや思想を日本がもつようになれば、自衛隊派兵を容認するのかという問題ではなく、戦後60年近く、日本が《戦時国際法とは一切無縁の立場にいた》ことや、それを検証する《基礎

作業そのものが欠けている国としての自負こそ、逆に日本の国策を決定する要因にならない》という。

しかし、保阪氏の立場とは反対に1月16日、陸上自衛隊の第一陣約30人がイラクに向かい、その一カ月後に主力部隊約140人も続いた。戦前の日本は戦時国際法に無知なまま戦争突入―敗戦の道を辿ったが、同様に戦後の日本もまた、法的根拠が曖昧なまま自衛隊派兵の道を辿っているとみなされる。日本人が《多くの問題を積み残し、あるいは見逃してき》ながら、《本道を避けて迂回に迂回を重ねた、その場しのぎの結果の迷路》にどんどん追い込まれ、遂に自衛隊が派兵されていく、その法的根拠を執拗に問うているのは、作家の高村薫（04・1・18付神戸）である。《ここに至るまでにわたくしたちが重ねてきた迂回とは何であったか。まず昨春、イラクの大量破壊兵器の査察継続という国連の意向に反して米英が武力行使に踏み切った際、日本が日米安保を理由に武力行使に賛成した経緯がある。

このとき戦後半世紀にわたって日本が外交の基本に掲げてきた国連中心主義が放棄されたのであるが、この歴史的な転換についての国会や国民の合意は十分に形成されなかった。あったのは、たんに東アジア情勢の不安定を理由にした、きわめて情緒的な、政治判断ともいえぬ政治判断だけである。

次に、武力行使によって旧フセイン政権が崩壊した後の、イラク再建のための人道支援についても、イラク復興支援特別措置法案の適用範囲をめぐって困難が表面化した。》

イラク特措法については、憲法上の制約から戦闘地域と非戦闘地域の区分や自衛隊の武器使用基準など、多くの問題が露呈している。元航空自衛隊三佐で軍事評論家の潮匡人・聖学院大学講師は、『週刊ポスト』（04・1・23）の記事の中で、《空自時代、日米合同演習で部隊行動基準の策定を担当した経験》を踏まえて、「イラク特措法そのものが自衛隊員を危険にさらす元凶だ」と指摘して、こう批判する。「特措法では正当防衛と緊急避難の場合しか武器使用を認めていない。ただし、諸外国の軍隊も原則は正当防衛を根拠に武器を使う。問題は刑法の正当防衛では自己と他人を守ることが認められているのに、特措法は防衛の対象を部下や管理下にある者に限定していることです。それではテロ攻撃を受けた同盟軍も救援に行けないし、敵の捕虜になった自衛隊員の救出もできない。しかも、法律を踏み出して武器を使えば自衛隊法違反で裁判にかけられ、3年以下の懲役または禁固刑に処せられる。憲法が禁じる武力行使に抵触しないようにすることばかりを優先し、戦場を知らない文官がとんでもない法律をつくってしまった」

なぜこんな、戦場に派兵される自衛隊員の手足を縛るような非現実的な法律が作られることになったのか。高村薫のいう、《本道を避けて迂回に迂回を重ねた、その場しのぎの結果の迷路》が、この法律の中に如実に投影されている。この《迷路》は次のような経過を辿ってきていることを、彼女は跡付ける。

《そもそも自衛隊の海外派遣については、憲法上の制約から個別にさまざまな制限が設けられているが、たとえばアフガニスタンに展開する多国籍軍の支援のために自衛隊の

給油艦やイージス艦がインド洋に派遣されていることについても、実はすでに法律を逸脱しているという見方もある。

本来は国会で十分に当否を問うべきところ、それがなされなかったのは、もともと憲法の規定を迂回してつくられた日米防衛協力指針（ガイドライン）や国連平和維持活動（PKO）協力法などの窮余の法整備に、これ以上の迂回や拡大解釈の道がなかったことを示していると言ってよい。

そして今回の自衛隊のイラク派遣は、明らかにそれらの既存の枠組みでは間に合わない事態を受けて、さらにもう一段の迂回を重ねてつくられたイラク特措法に基づいたものであるが、それがいま、やはり限界を露呈しているのである。こうして初めに憲法の迂回があり、そこから次々に新たな迂回を重ねてきたいま、自衛隊のイラク派遣についてはどこからどう眺めても、順当な道筋が残されていないという事態に至っている。》

憲法を迂回して曲がりくねった道から、更に迂回を何度もかさねてきた挙句、今回の自衛隊派兵が押し出されてくるイラク特措法に至っているとして、もはやイラク特措法をどのようにこねくりまわしても、そこからは憲法が見えなくなっているという事態に我々日本国民が直面しているという問題を、高村薫は提出しているのである。この問題はどのような問題であるのか。

《わたくしがこうして問うているのは、自衛隊派遣の当否ではなく、その手続きの正当性である。本来前提となる国のあり方も確かには示されていない現状では、外交方針の是非を問うこともできないため、とりあえず最低限の法的な根拠を問うほかないことに因る。その上で問うのは、自衛隊がかくも重武装で海外へ出ていくに当たっては最低限、大多数の国民が合意する法的な根拠がなければならないということである。

あれかこれかの政治判断はその上に立って初めて成立するものであるし、法的な根拠がなければ責任の所在も明らかになるものでない。

そんな基本的な一歩が初めに迂回されたまま、自衛隊員に向かって「危険を覚悟して」と言い放つ国は、もとより国の体をなしていない。およそ軍隊の活動は大義と名誉があって成り立つものであろうし、大義を裏付けるのは法律だからである。

自衛隊による国際貢献を掲げるのであれば、おおもとの議論にいますぐ立ち返るほかはないとわたくしは声を大にして言う。このままでは憲法との整合性を疑われ、国民の共感もないまま、遺書を書いてイラクに派遣される自衛隊員があまりに気の毒である。政治家こそ、遺書を書け。》

高村薫の指摘は至当であるが、しかし、《自衛隊による国際貢献を掲げるのであれば、おおもとの議論にいますぐ立ち返るほかはない》という正当論に虚しさを感じるのは、《おおもとの議論にいますぐ立ち返る》ことのできなくなっている国の状況に我々が置かれており、仮にその議論に着手することになったとしても、おそらく果てしなき堂々巡りの議論というより、不毛な罵倒の投げかけ合いが延々と続くことが予想され、解決の見通しなどみえてこないことは確実と思われるからである。だいいち、9・11をと

りだすまでもなく、国際環境の変化が日本のそんな果てしない不毛な議論に付き合ってくれる筈もなく、中途半端な日本はいつだって中途半端な対応を場当たりの国際環境の変化に向けざるをえなくなっているのだ。

問題は、日本国憲法のなかで日本国民は9・11以降の国際環境の変化にどのように対応できるか、という点にあることは間違いない。04・2・23付毎日4面は「自衛隊イラク派遣と憲法」のタイトルで三人の学者にそれぞれ主張を語らせている。まず二人の学者によって、日本国憲法の9条の戦争放棄規定と戦力不保持規定が1945年国連憲章の戦争禁止原則と軍縮原則を前提に起草されていることが、確認されている。関西大教授の藤田久一によれば、《国連憲章は、従来の力による国際紛争解決を否定して、武力不行使と国際紛争の平和的解決を目指した。それを保障するために軍縮の原則および集団安全保障体制を確立した。憲章の認める自衛権の行使も戦争禁止の大枠の下で違法な武力攻撃に対する暫定措置としてのみ意味を持つ。この戦争禁止の国際法秩序は、今日まで基本的に変化していない。》

いうまでもなく今回の自衛隊派兵が焦点となっているのは、憲法9条に埋め込まれたままイラクという戦場に赴いているからである。憲法9条を背負った自衛隊が銃撃戦に巻き込まれなければ、憲法9条を背負って無事に日本に帰還することができるが、もし銃撃戦に巻き込まれてしまうと、憲法9条の禁止する武力行使や交戦権行使をめぐる憲法違反という事態が避けられなくなる。つまり、自衛隊は憲法違反の事態が予測される戦地に派兵されているが故に反対が叫ばれ、だからといって、湾岸戦争で国際的なブーイングを浴び、日米安保や中東原油への依存などの事情から、更に日本が米英のイラク攻撃への支持を表明したことなども加わって、米英の軍事占領政策に遠くから黙って指をくわえて見ているだけでは済むまいという判断から、派兵を支持する声も他方に起こって、国論は必然的に二分されることになった。

自衛隊派兵をめぐる国論の立場の二分は、日本国民が憲法と国際環境の変化との間で引き裂かれている状態を物語っている。もちろん、高村薫が主張するように、《自衛隊派遣の当否ではなく》、日本国憲法の下で生きることにおいて国際環境の変化にも対応しえている、というようになっていなければならないのであって、憲法か、さもなくば国際環境か、という問題ではないのははっきりしている。そこで起こってくるのは解釈改憲の限界を打破して、改憲によって国際環境の変化に対応しようとする態度であり、それに抵抗するのが日本国憲法を改正するのではなく、国際環境のほうこそを改正すべきだという主張である。先の藤田氏は、《国際テロに対する最善の防衛はテロを生む土壌をなくすことであり、遠回りでも平等・公正な国際社会の仕組みを国際協力を通じて実現していくしかないだろう。このような国際環境の下で、9条の積極的意味は明らかであろう。21世紀劈頭に求められるのは、この憲法の「国際化」ではなかろうか》という。

この主張が何の力も持たないのは、《憲法の「国際化」》を唱えるだけで、それを実現

するための手立てや構想を一切語りえていないからだ。というより、肝心なことを沈黙したまま虚しく《憲法の「国際化」》を語っているだけのことなのだ。日本国憲法の遠大な理念や理想を全身に背負って生きていこうとする日本人が現れないなかで、どうして日本人以外の外国人に《憲法の「国際化」》を熱っぽく語ることができるだろう。他方、自衛隊派兵について《憲法の想定を超えた事態》として捉える若手の学者村田晃嗣はしたがって、憲法の想定外にある国際環境の変化に対応する自衛隊派兵は違憲ではなく、激変する国際環境に対する《憲法をはじめとする国内立法の修正や整備》を主張する。いわば国際環境に見合った改憲であり、いずれの主張も改正されるべきは憲法か国際環境かであって、国際環境の改正などとても手に負えないと判断されれば、憲法を改正するしかないという安直さがそこには感じられる。

『平和構築と法の支配』（創文社）で第3回大佛次郎論壇賞を受賞した広島大学平和科学研究センター助手の篠田英朗は、「平和構築に戦略的視点を」（03・12・12付朝日）と題する文章のなかで、《平和構築にも「戦略」が必要であり、《日米同盟か国連中心主義か。派遣か撤退か。右か左か》といった《閉塞した二項対立を乗り越え》て、《平和構築を行うならば、ただ平和構築にとって重要なことだけを見据えるべきだ》と書いて、イラクで亡くなった奥克彦参事官（大使）に触れながら、こう記している。

《イラクでも彼はやはり精力的に活動し、8月のバグダッドの国連ビル爆破後には、亡くなった知人の国連職員の名刺を現場で発見し、イラク復興への意志をさらに強くしたという。彼のその純粋な気持ちは、われわれが最大限に敬意を表すべきものであり、厳粛に受け継いでいくべきものである。しかし、だからこそ今、私は、12年前に奥一等書記官からいただいた名刺を見返しながら、痛切に感じる。現場の人間の意志^{しんし}だけに頼るような平和構築は、失敗を約束されている。平和構築の「戦略」について真摯な議論を深めることが、彼のような人材を現場に送り込むわれわれの責務である。

本書において私は、政治的意志なきところでは平和構築は成功しないと論じた。しかし意志の強さだけで平和構築を行えるはずがないことも、同様に指摘したつもりである。「テロには屈しない」「イラクの復興は大切」といった当たり前のことを、より大声で、さらに何度も繰り返したところで、平和構築の「戦略」は生まれない。多くの人が納得する長期的な目標を、われわれが持つ意志と能力と資源を冷静に考慮し、現実的な目的に置き換えた上で、目的達成に最も適した手段を選び出し、それを効果的に実施していく方法について議論を重ねるのでなければ、「戦略的」な平和構築はなしえない。

米国を批判していれば平和主義者になれた時代は、終わっている。それと同時に、「平和主義」を批判していれば安全保障の専門家になれた時代もまた、終わったのだ。そのことにわれわれは、本当はもう、よく気づいているはずだと思う。》

「平和構築の戦略的視点」を「法の支配」に見出そうとするこの主張が新鮮に思われるのは、その視点が明確にされなければ、日本国憲法の「国際化」という提案も単なる願望の表出にしかすぎないし、また《憲法の想定を超えた事態》として位置づける国際環

境の変化に対応するための憲法の修正という見方にしても、そこに「平和構築の戦略的視点」が見出されなければ、単なる米英主導の国際環境への世界戦略なき追従でしかなくなるからだ。更に、不毛な論争の繰り返しに堕しかねない「おおもとの議論にいますぐ立ち返れ」という高村薫の主張にしても、「平和構築の戦略的視点」という筋が一本入ることによって、方向性は明確に定まってくる。なによりもこの視点が有効と考えられるのは、今回のイラク攻撃―占領政策や自衛隊派兵の本質を、この視点に即して跡付けることができるからだ。

篠田氏は受賞記念論文「平和構築とイラク情勢」（『論座』04・2）で、《平和構築の観点から、現在のイラク情勢》を次のように分析している。アメリカのイラク占領政策の見込み違いは、《「力」の誤認》に尽きる。アメリカの比類なき軍事力は《年間軍事費や兵器の精密度によって数値化》されたものであって、《敵の正規軍を圧倒するために必要な力》が備わっていても、《長期にわたる占領にあたって行使すべき力》はほとんど備わっていなかった。《平和構築において必要な力》、つまり、《法執行活動を円滑に行うための力》について十分考慮していなかったのだ。ネオコンのウォルフォウィッツ国防副長官のイラク攻撃三カ月前のワシントン・タイムズへの寄稿文にみられるように、《戦争によってアメリカの力を見せつけられたイラク人たちは、アメリカに「畏怖」の念を抱きつつ戦後復興に専心するはずだ、という思い込み》にアメリカは囚われつけてきた。もちろん、その思い込みはイラク人というよりも、人間という存在に対する根本的な洞察を欠いたところからやってきていた。

アメリカが《占領政策で見せつけることのできる力を、それほど持っていない》い実例を、《たとえば6月頃から繰り返されたイラク人のデモ隊への発砲・死傷事件の数々》に端的に見出される。《至近距離から投石などを行う人々を銃で威嚇し制御しようすることなど、最貧国の質の悪い警官でもできる。といってももちろん、強権的な独裁国家のように、暴力度を高めて反対者の徹底した弾圧を図るわけでもない。超大国アメリカの兵士（長期駐留に苛立つ若者であろう）が、粗雑で、中途半端な対応しかできないことは、強さではなく、弱さの露呈なのである。なぜ世界最高の軍隊に属するアメリカ兵が、日本の機動隊でもできる放水や催涙弾の使用さえできず、あるいは私服での捜査などを駆使した群集操作ができないのだろうか。できるはずはない。彼らはそのような場面对応する訓練を受けておらず、そのために必要な装備を何一つ持っていないのである（ただし最近では改善が見られる）。

最近になってアメリカ政府は、テロリスト掃討のために特殊部隊をイラクに展開させた。しかしこれは「対テロ戦争」の戦線を拡大したというだけの意味しか持たず、民衆の中に入り込んでいる武装勢力対策にどれだけ有効かは疑問である。だが、それではなぜアメリカ政府は、早期に治安維持部隊や警察要員を送り込むことをしなかったのだろうか。答えは簡単である。アメリカはそもそも治安維持・警察部隊を持っていない。アメリカの連邦政府は、自らの支配下に、警察官すら持っていない。

他国での治安維持に関する限り、アメリカの力は限られているのである。しかもブッシュ政権は、兵力の大量動員などによって欠点を補おうとすらしなかった。戦争で疲弊した部隊を交代させることの大切さすら十分に考慮していなかった。》

アメリカの占領政策の困難は、《彼らの平和構築活動の根本的な欠陥》を物語っており、《敵の中枢を同時に瞬時に破壊するというRMA（軍事革命）の思想は、中枢など持っていない相手には意味をなさない》のだ。《どうやらブッシュ政権は、大統領の演説にちりばめた「自由と民主主義」という言葉に、世界最高の軍事力の誇示を組み合わせれば、自然に親米的なイラク国家確立の道筋が見えると信じていたようであり、戦後復興政策が《アメリカによる占領統治という形で始まったため、親米イラク政権ができなければ出口のない袋小路に陥る、という特殊な要請が生まれてしまっていること》が、平和構築の観点から問題になってくる。《決定的に重要な最初の半年余りで、アメリカは信頼できる長期的な戦略の中でこの要請を達成する見込みをむしろ弱めてしまった。しかしそんなことでは、アメリカはイラクを離れることができず、現地政府に実質的な権限を委譲することすらできない。》

さまざまな《平和構築遂行上のハンデを乗り越えるためには、アメリカは自らの行動がイラク人と共有できる普遍的な原則に合致していることを示さなければならなかった。しかし実際にアメリカがそのように行動していると評価することはできない。》復興人道支援室（ORHA）のガーナー室長の更迭後に、新体制として移行した連合軍暫定占領当局（CPA）の現在のブレマー文民行政官が、《3万人にもものぼるというバース党関係者の公職追放を決めた》が、《後に一度排除した治安要員を部分的に復職させたりし》て、《アメリカの占領政策の一貫性のなさをさらに露呈》した。また《フセイン政権の犯罪的行為に責任を持つ者を審査する体制を整え、職権を濫用した者を処罰する》必要があったのに、そうしなかったり、《中立性の高い国際戦争犯罪法廷などを設立することができていれば、平和構築の規範的指針を示す上で大きな役割を果たしたはずである》のに、アメリカの意向による《統治評議会が設立しようとしている戦犯法廷》によって、《中立性や正当性の面で問題》を孕み、イラク人たちに《納得のいく原則を示していくこと》が困難となっている。

《アメリカの占領統治が場当たりのものではなく、正当で一貫性を持った原則にしたがっているとイラク国民にアピールすることは、永続的な平和の基盤を育てるためには重要なこと》だが、《憲法制定や議員選挙の方法・時期を操作して親米政権を樹立しようとするのは、結局はアメリカの権威を失墜させ、平和構築を失敗に導く》。アメリカの平和構築が危機に陥っている、そのようなイラクに自衛隊が派兵されているのである。《自衛隊の派遣に、平和構築の観点から確認できる大きな意義があるようには思えない》と、篠田氏は断言する。《もし派遣に意義があるとすれば、少しでもイラクの平和構築の戦略を練り直していく作業に貢献するために、アメリカに対する発言権を確保することだっただろう。だが残念ながら、日本政府に何らかの建設的な政策提案をする意図が

あるようには見えない。とはいえ中途半端な形で撤退することは、派遣しないよりもたちが悪く、日本政府の悩みはこれからが本番である。》

平和構築の観点からも自衛隊派兵には意義が見出されないのに、アメリカの要請を受けて派兵するのは、先の毎日新聞のもう一人の成城大教授棟居快行むねすえとしゆきがいうように、《現地の復興よりも自衛隊員がそこにいること自体が自己目的化している観は否めない》。おそらく軍隊と災害復興支援部隊の両義的な性格を併せ持つ自衛隊は、戦闘に巻き込まれることが予測されるイラクの地を踏むことによって、なんといおうとも軍隊としての性格を大きく露出することになったのである。イラクの復興と国際貢献を掲げながら、制服を着て重装備の軍隊として派遣されることが、自衛隊を紛れもない軍隊の一步へと踏み出させることになったのだ。

《自衛隊の派遣にあたっての最大の「矛盾」は、治安業務には携わらないと主張する武装した「外国軍」が、ある種の要塞を築いて重装備で警備しながら、医療・給水・学校修復活動などにあたるという不思議である。この不思議を根本的に解消する手段を、日本政府は持っていない。そのため自衛隊員の任務と、テロリストたちの「敵意」や現地の人々の「期待」との間に、大きなギャップが生まれることは間違いない》と篠田氏も、中途半端な自衛隊派兵のシンボル性について指摘せざるをえなくなっている。もちろん、この「不思議」は自衛隊の両義的性格からやってくる。現地の人々の「期待」は災害復興支援部隊としての自衛隊に、雇用対策などで過度に膨らんでいるのに対して、自衛隊のほうは60年近くの日本の平和な戦後社会のなかで、戦地に初めて軍隊として足を踏み入れることのシンボル性に蹲ろうとしていたのだ。

イラク特措法は「イラクの国家再建を通じて国際社会の平和と安全の確保に資する」ことを目的として、自衛隊は「非戦闘地域」で活動するというようになっていたが、しかし、自衛隊派兵が「イラクの国家再建」に向かう災害復興支援部隊としてではなく、あくまでも「戦闘地域」になることが予測される戦場で、軍隊としてのシンボル性を国際社会に向かって公言することのほうに比重が置かれていたとするなら、実際、自衛隊派兵はイラクの復興支援にほとんど役立たない態勢と陣容で整えられていることになる。派兵支持、反対、中間派の各メンバーが論じ合っている座談会『日本の岐路 自衛隊に帰還の日は来るか』（『文藝春秋』04・2）は、この問題を大きく浮かび上がらせている。

軍事評論家の江畑謙介がまず冒頭から、次のように口火を切る。

「基本計画でサマワ地区における給水活動、医療活動支援などといった項目はうたわれていますが、問題は陸上自衛隊員6百人という人数の上限を定めている点です。私はここに今回のイラク派遣の「非現実性」があらわれているように思われます。

イラクに行く陸上自衛隊の部隊は、大きく二つに分けられます。実際に給水や医療といった支援を行なう施設部隊（工兵）と医療部隊、そしてそれを守るための普通科、いわゆる歩兵ですね。ところが、現地の治安が悪く、警備を厳にしなければならないという状況であれば、普通科の人数を増やす必要がある。しかし、初めに上限が決まってし

まっているので、警備の数を増やせばその分、施設部隊や医療部隊を減らすほかない。

これでは本末転倒になりかねない。まず給水活動をするなら、どこの地域のどれだけの人口に一日何リットル給水するのかという具体的な目標を最初に決める。そのために必要な支援部隊が何人と割り出され、では、それを守るのには何人いるのか、という順番なんです。派遣部隊の上限が定められていると、状況によって主目的のイラク国民に対する支援活動を削らねばならない。」

続いて朝日新聞編集委員の舟橋洋一が、その分析に賛意を表明する。

「まったく同感ですね。私は、だから自衛隊は出す必要がない、という立場です。イラクの復興支援より、ただアメリカ支援のシンボルとして陸上自衛隊を出すという政府の姿勢ははじめから明白です。

隊員の安全を考えたら、自衛隊はサマワで砂漠の宿営地に立てこもるほかない。かつて『風雲！たけし城』というテレビ番組がありましたね。何も無いところに城をこしらえて、何重にも守って絶対に城に入れさせないというゲーム番組なのですが、あれを連想する。」

これらの意見に「シンボル」で何が悪い、と元タイ大使の岡崎久彦が反撥する。

「軍隊を出すことは、どこの国にとっても簡単な決断ではありません。国益にとって必要欠くべからざるから出す。では、日本にとって何が国益かというと、アングロ・アメリカンの世界と協調していくことでしょう。これは戦後に限定されたことではない。明治以来の日本の基本原則です。その意味では、対米支持のシンボルであることが最優先されるのは、当然ではないですか。」

司会の宮崎哲弥が、「シンボリックな意義がまずあって、イラク国民の方を向いた支援は、その次ということですか。」と訊き返すと、岡崎氏は自分の持論に立って答える。

「そうです。支援も大事ですよ。しかし、まず派遣すること自体が最大の目的です。その上で、日本外交が今後、中東で成功するために、このチャンスをどう活かすかと建設的に考える。派遣が良かったか悪かったか、一度決まったことをいつまでも議論していてもはじまらない。」

ここまでの議論の流れに立って、岡崎氏の発言に疑問と批判を呈しておかなければならない。岡崎氏が日本にとっての国益を「アングロ・アメリカンの世界」との協調に求めようとするのは一つの立場だから、自分の持論を強調することは当然であろう。だが彼の持論が相手の立場や主張と交わずに、排除することによって際立たされていくものであることが、彼のそのわずかの発言からでも明白になっている。あたかも自分の旗色が悪い議論の流れを断ち切ったり、転換させるように、「派遣が良かったか悪かったか、一度決まったことをいつまでも議論していてもはじまらない」という発言は、少なくとも江畑氏の、自衛隊派兵そのものではなく、派兵人数に対する疑問には向き合おうとしていない。江畑氏は派兵の善し悪しを問題にしているのではなく、基本計画で給水活動、医療活動支援などをうたっているのなら、「陸上自衛隊員6百人という人数の

上限」など定めずに、「主目的のイラク国民に対する支援活動」の遂行に必要な人員を送り込むべきではなかったか、と主張していたからだ。

江畑氏の主張が重要に思われるのは、「アメリカ支援のシンボル」であることが明白ななかで、自衛隊派兵が単なるシンボルにとどまらず、「イラク国民に対する支援活動」にも本格的に取り組むことが求められていただろうからだ。自衛隊の有する両義的性格のままに、「対米支援のシンボル」を強調すると共に、現地の住民の期待に沿う支援活動を担う必要があった。シンボルか支援活動か、という二者択一の問題ではなかった筈だ。国内の半分の反対意見を押し切ってまで危険なイラクに派兵するのであれば、「対米支援のシンボル」を背負って可能なかぎりの支援活動に従事する必要があった筈だ。その点からすれば、司会の宮崎氏は「シンボリックな意義」と共に、「イラク国民の方を向いた支援」も行う必要があるのではないですか、と岡崎氏に訊き返してもよかった。岡崎氏の「支援も大事ですよ」という発言は、シンボルの前では支援など二の次だという魂胆があらわになっているなかでは、単なるうわべのものでしかなかった。

30歳前後のアジア経済研究所研究員の池内恵は、はっきりとこう言明する。

「今、自衛隊派遣は対米支持のシンボルだというお話がありましたが、その意味では12月9日の小泉首相の会見は効果的だったのでしょうか。アメリカの協力国の人員が次々に殺害された直後で、フセインが拘束される前という、アメリカが一番苦しかった時点で、日本が明確に自衛隊派遣を打ち出したのは、対米支援としては非常に大きかった。

そして、イラクが対米ジハードと対テロ戦争のぶつかり合う場となり、イラク人の心をどちらが引き寄せるかが焦点となっている現在、「イラク支援」をはっきり打ち出す必要があります。日本としては、やはりあなた方に豊かさを提供しに来た、平和と復興のために来たということに尽きると思います。」

この発言に宮崎氏が、「いまサマワでは、民衆の期待が過大に膨らんでいて、日本の自衛隊が来たら失業がなくなるんじゃないか、インフラが完備されるんじゃないかという幻想が広がっています。ところが実際に自衛隊が到着し、活動がはじまるとそうでもないことがわかり、大きな幻滅に転落するのではないかという危惧がある」と水を向けると、池内氏はこう応える。

「要するに公共事業をやってくれ、ということですね。そういった利己的な期待には、今はどんどん応えていいと思うんですよ。サマワの地はフセイン時代に冷遇され、インフラ整備が進んでいないが、戦災は受けていません。戦争とは関係の薄い土地に行って、戦争と無関係のインフラ支援をするというのは、日本としてはいい着眼だと思います。ただし、実質的な効果をあげないと、「イラク支援」のシンボルにならない。工兵部隊がインフラ整備に行くといっても、自衛隊はゼネコンではありません。できるならゼネコンをイラクに連れて行って、自衛隊がそれを護衛するほうが良かったと思います。」

池内氏が「自衛隊派遣は対米支持のシンボル」であるけれども、同時に「『イラク支援』のシンボル」でもあることを主張しながら、「日本外交が今後、中東で成功するた

めに、このチャンスをどう活かすかと建設的に考える」という岡崎発言に応答するように、「戦争とは関係の薄い土地に行って、戦争と無関係のインフラ支援をする」ことによって、「実質的な効果をあげ」ることが、「中東で成功するため」のチャンスにつながるという、岡崎氏は湾岸戦争で批判された「カネ」の問題に帰着させようとする。

「自衛隊の活動に制約のある日本の最大の武器はカネなのです。無償援助なら、何十億円という額はすぐに出せる。サマワという狭い地域で、それだけいろいろなプロジェクトに援助すれば、後々まで残りますよ。もうひとつは治安維持のために、現地の部族の長と仲良くしなければならない。これにもカネはかかります。そうやってこのチャンスを活かすよう前向きの議論をすべきです。」

以上の議論で浮かび上がってくるのは、「対米支援のシンボル」としての自衛隊派兵が可能な限りの「イラク支援」の態勢を取りうる陣容にはなっていないという問題である。どうして対米ばかりではなく、対イラクにも真正面から向き合うような派兵を取りえなかったのか。国民の大半の感情は、派兵を押し切ったのなら、せめてイラクで現地住民に喜ばれるような支援をするべきだ、というものであった。ところが江畑氏のいうように、イラク支援のための「普通科の人数」が足りないということであれば、政府は一体、イラク支援という目的をどのように考えているのだろうか。本当の意味でのイラク支援をアメリカに止められていたのだろうか、それとも日本側で自粛していたのだろうか。もし「対米支持のシンボル」のみで派兵されていたとするならば、自衛隊員はわざわざ標的になるために赴いていることになり、高村薫もいうように、《遺書を書いてイラクに派遣される自衛隊員があまりに気の毒》という以外にない。

高村薫は自分が《問うているのは、自衛隊派遣の当否ではなく、その手続きの正当性である》り、《初めに憲法の迂回があり、そこから次々に新たな迂回を重ねてきたいま、自衛隊のイラク派遣についてはどこからどう眺めても、順当な道筋が残されていないという事態に至っている》と指摘していた。彼女は法的な根拠を問うていたのだが、小泉首相を始めとする政府指導者の判断停止状態は、自衛隊の派兵内容そのものにまで貫かれているのが感じられる。保阪正康は、《戦後日本は、軍事行動に備えてのシステム、思想、意識をもっていない》と喝破したが、それ以上に根本的なものが欠落しているといわざるをえない。愚かな政府は憲法を改正すれば、中途半端な戦後日本の諸矛盾は解消されるように思っているかもしれないが、おそらく戦後日本が根本において突き当たっている問題は、改憲でなんとかできる程度の症状ではないことだけは断言できる。

2004年2月29日記